

医政歯発 1225 第 1 号
令和元年 12 月 25 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都} \quad \text{道} \quad \text{府} \quad \text{県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特} \quad \quad \text{別} \quad \quad \text{区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局）長

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科衛生士が予防処置を行う際の留意事項について

歯科衛生士は、歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二〇四号、以下「法」という。）第二条第一項に基づき、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として、歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること並びに歯牙及び口腔に対して薬物を塗布することを業として行うことができるとされています。また、同条第二項に基づき、歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科医師の指示の下に、歯科診療の補助を業として行うことができるとされています。

このため、歯科疾患を有しない者に対して、歯科衛生士が歯面清掃等を予防処置として行う際には、歯科医師の指導の下に行う必要があります。一方、歯科疾患を有する者に対して、当該行為を行う場合は、歯科診療の補助に該当し、歯科医師の指示の下に行う必要があります。

この旨について十分御了知の上、周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願い申し上げます。